

欧州特許庁、熊本地震及びエクアドル地震の発生に伴う救済措置を発表

2016年5月3日

JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州特許庁（EPO）は、4月29日、4月14日及び4月16日に発生した熊本地震及びエクアドル地震に伴う救済措置に関する通知を発表した。通知の内容は下記のとおり。

なお、欧州以外の各国・地域の知財庁における救済措置についても、日本国特許庁（JPO）のホームページに情報がまとめて掲載されている。

<EPOによる通知の内容>

1. 日本及びエクアドルにおける現在の悲劇的な出来事を考慮し、期間満了が順守されなかつた場合に欧州特許条約（EPC）のもとで規定される全般的な法的救済措置、とりわけ、EPC 施行規則第 134 条(5)に留意する必要がある。
2. EPC 施行規則第 134 条(5)は、当事者又はその代理人が居住するか営業所を有している地域に影響を与える自然災害又はその他の同様の理由などの異常事態に起因して期間満了が順守されなかつた場合の保護手段を提供している。よって、日本及びエクアドルにおける自然的および技術的な災害によって影響を受けたあらゆる出願人、手続の当事者又はその代理人は、この規定を行使することができる。
3. EPC 施行規則第 134 条(5)に従い、その自然的および技術的な災害の影響の理由によって期間満了に先立つ 10 日間の何れかにおいて郵便サービスが混乱し、かつ、郵便サービスの再開後 5 日以内に郵送が行われた証拠を、関係当事者が提出した場合、遅延して受領されたあらゆる書類は期限内に受領されたとみなされる。
4. 特許協力条約（PCT）のもとでの期間満了に関しては、出願人は PCT 規則 82 に参照される。しかし、この規定は優先期間には適用されない。優先期間の渡過後に EPO が国際出願を受領した場合、優先権の回復を適用することができる（PCT 規則 26 の 2.3）。

<参考>

○EPC 施行規則 ([JPO ウェブサイト参照](#))

規則第134条 期間延長

(1)期間が、規則 35(1)に基づく欧州特許庁の提出場所の 1 が書類の受付をしない日又は(2)にいう以外の理由で、郵便がそこに配達されない日に満了するときは、その期間は、その後すべての提出場所が書類の受付をし、郵便が配達される最初の日まで延長する。第 1 文は、規則 2(1)に基づいて欧州特許庁長官が許可する電気通信手段の 1 によって提出される書類を受領することができない場合に準用する。

(2)期間が、締約国における郵便の配達又は発送に全般的混乱が生じている日に満了する場合は、その期間は、当事者であって、その国に居住しているか又はその国に営業所を有する代理人を指定している者に対しては、混乱期間の終了に続く最初の日まで延長する。その国が欧州特許庁の所在する国であるときは、この規定は、すべての当事者及びその代理人に適用する。この規定は、規則 37(2)にいう期間に準用する。

(3)(1)及び(2)は、手続が、管轄当局に対し、第 75 条(1)(b)又は(2)(b)に従って行われる場合に準用する。

(4)(2)に基づく混乱の開始の日及び終了の日は、欧州特許庁が公告する。

(5)(1)から(4)までを損なうことなく、関係当事者は、期間満了に先立つ 10 日間の何れかの日において郵便の配達又は発送が混乱し、その原因が異常事態、例えば、自然災害、戦争、内乱、規則 2(1)に基づいて欧州特許長官が許可している電気通信手段の何れかにおける全般的機能停止又は当事者若しくはその代理人が居住し若しくはその営業所を有している地域における他の類似の事由であることの証拠を提出することができる。提出された証拠を欧州特許庁が認めるときは、遅れて受領された書類は、期限内に受領されたものとみなす。ただし、郵送又は発送が混乱終了後遅くとも 5 日目に行われたことを条件とする。

— EPO による通知は、以下参照 —

[Notice from the European Patent Office dated 27 April 2016 concerning the situation in Japan and Ecuador after the earthquakes on 14 and 16 April 2016](#)

— JPO による情報は、以下参照 —

[平成 28 年（2016 年）熊本地震の発生に伴う各国・地域の知財庁の救済措置等について](#)

(以上)